

平成30年11月12日(月)

トマト地方創生私募債の取り扱い開始について

- 平成30年11月12日(月)から、トマト地方創生私募債を取り扱います。
- お客さまからいただく私募債発行手数料の一部を岡山県内の地方公共団体(企業版ふるさと納税の認定を受けている地方創生プロジェクト)にお客さまと当社の連名で寄付します。

株式会社トマト銀行(取締役社長 高木 晶悟)は、平成30年11月12日(月)から、トマト地方創生私募債の取り扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

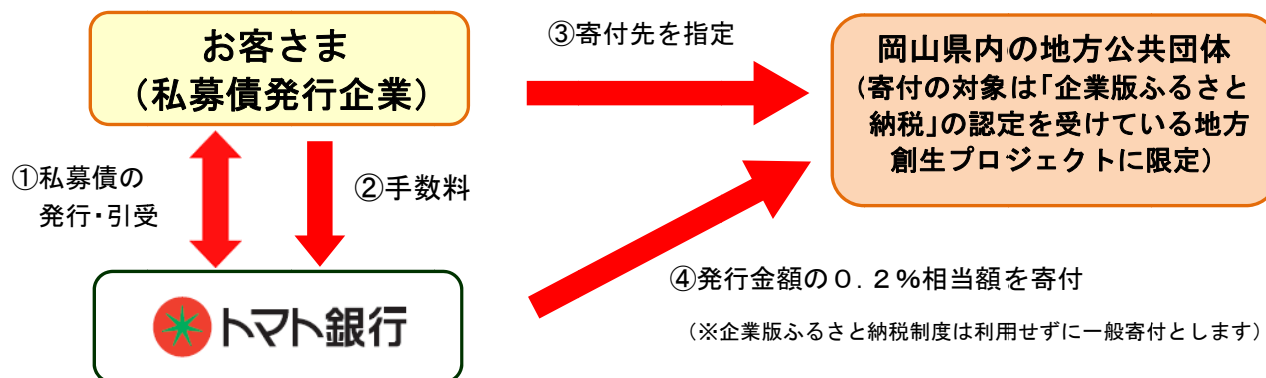
本私募債は、お客さまからいただく私募債発行手数料の一部を岡山県内の地方公共団体(企業版ふるさと納税の認定を受けている地方創生プロジェクト)に、お客さまと当社の連名で寄付する商品です。お客さまにとっては資金調達と社会貢献が同時にできることになります。

当社は、今後も地域の社会貢献活動に取り組むお客さまを応援し、地方創生に貢献してまいります。

【商品概要】

名 称	トマト地方創生私募債
対 象 企 業	当社の私募債適債基準を満たす法人のお客さま
発 行 額	3千万円以上5億円以内
発 行 期 間	2年以上7年以内
取 扱 期 間	平成30年11月12日～平成31年3月29日(引き受け分まで)
取 扱 店	全 店
寄 付 先	岡山県内の地方公共団体(岡山県および各市町村) ※ 寄付の対象は「企業版ふるさと納税」の認定を受けている地方創生プロジェクト(注)に限定
寄 付 金 額	発行金額の0.2%相当額をお客さまおよび当社の連名で寄付します。
寄 付 者	トマト銀行 ※ お客さまの寄付金控除対象にはなりません。 ※ 寄付に関する事務手続きは当社が実施します。
そ の 他	ご利用にあたっては当社所定の審査がございます。 審査の結果、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【商品スキーム】



(注)「企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)」は、企業が寄付を行った場合に従来以上の税額控除が受けられる制度で、国(内閣府)が地方公共団体の地方創生プロジェクトを認定し、公表しています。

岡山県内で認定されたプロジェクトは以下のとおりです。

・平成30年度(現時点)は2事業…『瀬戸内市:国宝「山鳥毛」購入活用プロジェクト』

『浅口市:おいでよ!はまるよ!天文のまちあさくちPR計画』

・平成28年度は7事業、平成29年度は17事業が認定されています。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

報道関係のお問い合わせ先

営業統括部

経営企画部(広報担当)

土田

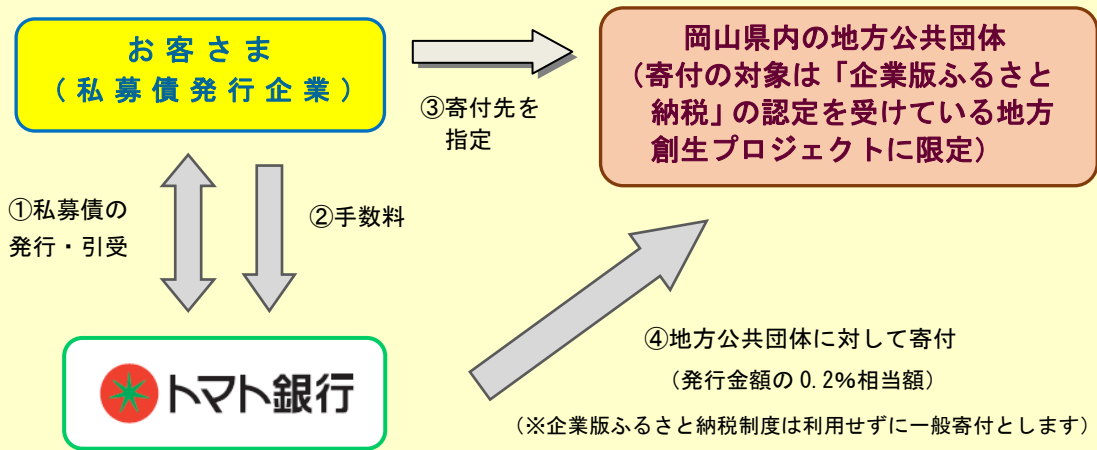
みつね
光貴・俣野

TEL 086-800-1810

TEL 086-221-1145

トマト地方創生私募債



対象企業	当社の私募債適債基準を満たす法人のお客さま
発行額	3千万円以上 5億円以内
償還期間	2年以上 7年以内
寄付の仕組み	私募債発行時に当社が受け取る手数料の一部を岡山県内の地方公共団体（寄付の対象は「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）」の認定を受けている地方創生プロジェクトに限定）へ寄付いたします。  ①私募債の発行・引受 ②手数料 ③寄付先を指定 ④地方公共団体に対して寄付（発行金額の0.2%相当額） （※企業版ふるさと納税制度は利用せずに一般寄付とします）
取扱店	全 店
寄付者	当 社 ※ お客さまの寄付金控除対象にはなりません。 ※ 寄付に関する事務手続きは当社が実施します。
寄付先	岡山県内の地方公共団体（岡山県および各市町村）
寄付金額	発行金額の0.2%相当額をご指定の地方公共団体へ寄付します。 ※ お客さまおよび当社の連名にて寄付します。

※ ご利用にあたっては当社所定の審査がございます。審査の結果、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※ 本商品のお申し込みは、各店の融資窓口で受け付けております。

（平成 30 年 11 月 12 日現在）